

議題 1

公共広告物の届出に係る基準改正について (西宮市屋外広告物条例施行規則の一部改正)【諮問】

目 次

1. 公共広告物の届出に係る基準改正について
(西宮市屋外広告物条例施行規則の一部改正)【P 1】
2. 西宮市屋外広告物条例施行規則新旧対照表 (案)【資料 1】
3. 西宮市公共サイン設置に関する取扱い要綱 (案)【資料 2】

議題1 公共広告物の届出に係る基準改正について
(西宮市屋外広告物条例施行規則の一部改正)

(1) 改正の経緯

国、地方公共団体及び市長が指定する公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物（以下、「公共広告物」という。）について、美観及び情報伝達性の向上を目的に、**「西宮市公共サインデザインマニュアル」**（以下、「デザインマニュアル」という。）を策定する。（平成30年1月1日施行予定）併せて、このデザインマニュアルの実効性をもたせるために、別途**「西宮市公共サイン設置に関する取扱い要綱」**（以下、「要綱」という。）を策定し、これまでの届出行為に加えて市長と協議する義務を課すものとする。

西宮市屋外広告物条例施行規則（以下、「規則」という。）では、**現状5平方メートルを超えるものが届出対象**となっているが、広告幕や懸垂幕等のごく一部を除いて、**大多数の公共広告は5平方メートル以下**の規模であることから、デザインマニュアル及び要綱の実効性を担保するため、これらの規模も届出対象とするよう規則に定める公共広告物の届出に係る基準の一部を改正するものである。

(2) 改正の内容

条例に定める「許可」及び「禁止地域等」の適用除外となる公共広告は、**表示面積に関わらず届出を必要とするものとする。ただし市長が別に定めるものは届出不要とする。**

(3) 施行日

平成30年1月1日（予定）

以 上

西宮市屋外広告物条例施行規則 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>(適用除外の基準)</p> <p>第11条 条例第16条第1項第2号に規定する規則で定める広告物等は、<u>表示面積が5平方メートル以下の広告物等又は</u>国、地方公共団体及び市長が指定する公共的団体が公共広告物等表示・設置届の正本及び副本に第2条第2項各号に掲げる図書(同項第8号に掲げる図書を除く。)を添付して市長に<u>届出された広告物等</u>とする。この場合において、国、地方公共団体及び市長が指定する公共的団体は、当該広告物等を第7条に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。</p>	<p>(適用除外の基準)</p> <p>第11条 条例第16条第1項第2号に規定する規則で定める広告物等は、国、地方公共団体及び市長が指定する公共的団体が公共広告物等表示・設置届の正本及び副本に第2条第2項各号に掲げる図書(同項第8号に掲げる図書を除く。)を添付して市長に<u>届け出された広告物等及び市長が別に定める広告物等</u>とする。この場合において、国、地方公共団体及び市長が指定する公共的団体は、当該広告物等を第7条に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。</p>

西宮市公共サイン設置に関する取扱い要綱（案）

（目 的）

第 1 条 この要綱は、公共団体が表示し、又は設置するサインについて、効果的な配置や適切な表示を行うとともに、景観の向上を図ることを目的とし、その取扱いに関し必要な事項を定める。

（定 義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるものとする。

- (1) 公共団体 国、地方公共団体及びそれらの団体が出資若しくは出損している、又は構成員の全部若しくは一部として組織された団体をいう。
- (2) 公共サイン 公共団体が、規制誘導、利用案内及び注意喚起など住民の移動の円滑化、利便性及び安全性の向上などを目的に屋外や公共地下通路に表示し、又は設置するものをいう。

（公共団体の責務）

第 3 条 西宮市は、市長が定める「西宮市公共サインデザインマニュアル」に適合する公共サインを表示し、又は設置し、かつ、これらを適正に管理しなければならない。

2 西宮市以外の公共団体は、市長が定める「西宮市公共サインデザインマニュアル」に適合する公共サインを表示し、又は設置し、かつ、これらを適正に管理するように努めなければならない。

（届出・協議）

第 4 条 公共サインを表示し、又は設置しようとする者は、西宮市屋外広告物条例施行規則第 11 条第 1 項で定めるところにより、その内容を市長に届け出て、協議しなければならない。

（適用除外）

第 5 条 西宮市屋外広告物条例施行規則第 11 条第 1 項で定める市長が別に定める広告物等は、次に掲げるものをいう。

- (1) 道路、公園及び水路等の都市基盤施設の管理者が、従前に市長と協議を行った整備計画に基づき表示し、又は設置するもの。
- (2) 法令の規定により表示し、又は設置するもの又は工事用の看板。
- (3) 道路又は交通管理者が表示し、又は設置する交通安全に係る注意喚起や道路交通情報の周知等の横断幕。

- (4) 美術館又は博物館のイベント告知のためのもの。
- (5) 恒久的な掲示板内へ掲出するポスター、貼り紙及びそれらに類するもの。
- (6) イベント期間中にイベント会場内に表示し、又は設置するもの。
- (7) 不特定多数が通行しない公共空間へ表示し、又は設置するもの。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、別途市長が不要と定めるもの。

付 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。